（溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示）

第十四条の四　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）第十七条第一項、第三十条又は第五十条第一項に規定する機器等、蒸気タービン又は補助ボイラー（以下この条において単に「機器等」という。）であって、研開炉技術基準規則第十七条第二項（研開炉技術基準規則第三十条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該機器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該機器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）

第十五条　法第四十三条の三の十一第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六　［略］

七　原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　第七十六条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四　前項第七号の特別の理由があるときにあっては、その理由を記載した書類

3　［略］

［項を削る。］

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条　削除

［条を加える。］

（使用前検査の申請）

第十五条　法第四十三条の三の十一第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所

六　［同上］

［号を加える。］

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が発電用原子炉施設の変更の工事（発電用原子炉の基数の増加の工事を除く。）に係る場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

［一・二　同上］

三　発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標

四　保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項

イ　保守管理の実施に関する計画の始期（発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事に係る使用前検査の開始する日をいう。）及び期間

ロ　発電用原子炉施設の保安のための点検、検査及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ハ　発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

3　［同上］

4　前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5　第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前検査の実施）

第十六条　使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項（同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。）について行うものとする。